

しあわせ丸森暮らし応援事業補助金に係る手続き等について

3. (新生活応援事業)

対象者

申請日現在、申請者または配偶者が45歳未満

いずれかの世帯である

夫婦世帯 夫婦いずれかが45歳未満の世帯

子育て世帯 中学生以下の子ども(同居)を扶養している世帯(母子・父子世帯を含む)

新規転入世帯 2年以上丸森町以外に住所を置いた世帯のうち、以下のどちらかに該当
・丸森町に転入してから1年未満の世帯
・これから丸森町に転入する世帯
丸森在住の方との婚姻により新たに同居する方を含む

丸森町内に定住する意思があること

補助金の受領日から3年以内に町外へ転出した場合は、補助金を全額返還していただきます

新規で民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること(年 月 日契約)

前年度1月1日より前の契約は対象外。

上記民間賃貸住宅に当契約以前から引き続き居住していないこと(再契約でないこと)

借りる住宅は公営、親戚(三親等以内)の所有ではないこと

申請日の属する年度の前年度において、税金の滞納がないこと

過去に丸森町から同様の補助を受けていないこと

しあわせ丸森暮らし応援事業補助金に係る手続き等について

申請書類 (申請者 = 賃貸住宅契約者) » ※賃貸借契約後速やかに申請すること

申請書(様式第1号)

別紙1

添付書類

共通:対象世帯すべて

- ア ・世帯全員の住民票 ... 世帯主・続柄記載のあるもの
- イ ・**完納証明書**又は納税証明書(申請日の属する年度の前年度分)
納税義務が無い方は非課税証明書
- ウ ・賃貸借契約書の写し
- エ【雇用主から住宅手当又はそれに相当する手当の支給を受けている場合のみ】
・雇用主からの住宅手当支給証明書 ... 申請者分
雇用主で証明書を作ったことが無い(様式が無い)場合
任意様式1「住宅手当等の支給の有無に関する証明書」
- オ ・当該賃貸住宅の家賃を支払ったことを明らかにできる書類
... 家賃の領収書、又はこれに準ずるものの写し
いつ家賃を支払ったのかわかるようにしてください

新規転入世帯 新規転入世帯に該当する場合

- カ ・戸籍の附票 ... 申請日以前から2年間の住所の履歴が分かるもの

【計算】

A:入居時補助金(50,000円)

B:家賃補助金(民間賃貸住宅家賃1か月分)

AとBの合計の限度額は10万円

〔B:家賃補助金の算定〕

...民間賃貸住宅家賃1か月分 (ただし、住宅手当等を受けている場合はそれを控除した額)

〔算定例:家賃が60,000円の場合〕

例1:住宅手当が10,000円の場合

家賃60,000円 - 住宅手当10,000円 = 50,000円...B

A:50,000円 + B:50,000円 = 100,000円

例2:住宅手当が15,000円の場合

家賃60,000円 - 住宅手当15,000円 = 45,000円...B

A:50,000円 + B:45,000円 = 95,000円